

令和3年5月24日



中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）
〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052

【 記 事 】

- 1 新年度あいさつ
- 2 中部家畜保健衛生所の人事異動について
- 3 家畜伝染病予防法第5条に基づく牛定期検査について
- 4 牛ウイルス性下痢検査について
- 5 子牛の下痢について
- 6 死亡牛のBSE検査について
- 7 死亡牛の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について
- 8 浅間家畜育成牧場の月例入牧（退牧）について
- 9 ハエの防除対策は早めに行いましょう
- 10 令和3年「定期報告書」の提出について

◆◆ 新年度あいさつ ◆◆

中部家畜保健衛生所長 板垣 光明

日頃から家畜保健衛生並びに畜産振興に係る事業の推進にご理解とご協力を賜うとともに、豚熱発生の防疫措置の協力について関係者の皆様には厚く感謝申し上げます。

この度の定期人事異動では転出者3名、退職者1名、転入者4名の異動がありましたが、新体制のもと業務を一步一步着実に遂行する所存ですので、よろしくお願いいたします。

令和3年度船出となる4月1日に前橋市内の養豚場から異常豚の通報があり、2日に豚熱（CSF）発生が確認され、10,207頭の豚を殺処分し4月16日に防疫措置完了となりました。5月7日には発生農場4回の消毒が終了し、これからは疫学調査チームの指摘事項を受け再発防止に向け農場マニュアルを策定する予定です。一日も早い経営再建向け支援していきたいと考えています。豚熱の発生は、これまで68事例109農場4 と畜場で240,330頭殺 処分（と殺）されました。本病の発生予防は、ワクチン接種のほか野生動物侵入防止柵の整備 等の飼養衛生管理基準の遵守であり、特にウイルス侵入にかかわる項目を重点的に確認させていただきたいと考えています。

さらに、アフリカ豚熱はアジア、ヨーロッパで継続的に発生し、5月5日韓国では江原道寧越郡の養豚場で17例目となる発生が確認されている状況であり、動物検疫所の手荷物検査において携帯品のハム等からウイルスが確認され、いつ国内で発生しても不思議ではない状況にあります。

高病原性鳥インフルエンザは令和2年度では18県52事例の大発生となり、今期も大発生する可能性もあり油断できない状況にあります。畜産農家並びに関係者の皆様におかれましては、引き続き農場での飼養衛生管理の徹底による家畜伝染病の侵入防止に努めていただくと共に、飼養家畜に異状が認められた場合は早期通報をお願いいたします。

また、管内における監視伝染病の発生は、牛ヨーネ病や牛ウイルス性下痢（BVD）が複数

頭摘発されています。農場内にそれらの病原体を侵入させないためにも、導入牛や牧場からの退牧牛を農場に入れる場合は、必ず検査するとともに、隔離飼育していただきますようお願いいたします。さらに、酪農家の皆様においてはクーラーステーションによる生乳を用いたBVD検査を引き続き実施する予定ですのでご協力をお願いいたします。





家畜保健衛生所といたしましては、皆様のご意見を頂きながら畜産経営の安定に寄与できるよう職員一丸となり家畜衛生、畜産振興等の業務に取り組んで参りますので、ご理解ご協力をお願いいたします。新型コロナウイルスが全世界で猛威を奮い、家畜の疾病を防御することも重要ですが、なによりも畜産農家および関係者が元気で業をなすことがより重要であります。皆様が健康で過ごせることを祈念しまして新年度の挨拶とさせていただきます。

◆◆ 中部家畜保健衛生所の人事異動について ◆◆

4月1日付け定期人事異動により、転入・転出等がありました。本年度は以下の体制となります。どうぞよろしくお願い致します。

●令和3年度の職員一覧

 転入者（旧所属）

所長		板垣 光明
次長		坂庭 あづさ
環境衛生係 (環境指導、定期報告、 耳標、公共牧場、 死亡牛届出等)	係長	 坂西 啓悟 (畜産試験場)
		永井 朋子
		中澤 咲紀
		 木暮 幸博 (西部家畜保健衛生所)
		 高橋 泰幸 (家畜衛生研究所)
防疫第一係 (牛、馬、蜜蜂、山羊、 めん羊)	係長	佐藤 美行
		平林 晴飛
		湯野川 景人
		若山 映令彩
防疫第二係 (豚、鶏)	係長	森 あゆみ
		横澤 奈央子
		中島 翔一
		 蜂谷 信昭 (渋川保健福祉事務所)
		渡辺 知宣

●転出者（新所属または退職）

環境衛生係		櫻井 敏幸 (畜産課)
		吉田 真二 (退職)
防疫第一係		佐藤 洋子 (西部家畜保健衛生所)
防疫第二係	係長	小屋 正博 (吾妻家畜保健衛生所)

◆◆家畜伝染病予防法第5条に基づく牛定期検査について◆◆

検査対象地区：子持地区、小野上地区、北橋地区、宮城地区、粕川地区、赤城地区、榛東地区

検査対象牛：6か月齢以上の搾乳用雌牛と繁殖用雌牛

検査日程：下表のとおり

地区	日程	戸数
宮城	5月下旬～7月上旬	35
北橋	7月下旬	14
粕川	10月上旬	9
赤城	11月上旬	8
榛東	11月上旬	11

検査項目：ヨーネ病

*なお、県外導入牛（検査対象牛は上記と同様）は導入時（預託帰りを含む）にヨーネ病の検査が必要になります。導入予定が決まりましたら、「導入計画書」の提出をお願いします。

◆◆牛ウイルス性下痢検査について◆◆

令和2年度は7月に県央CS出荷農家、1月には管内全酪農家で牛ウイルス性下痢のバルク乳検査を実施し、全検体の陰性を確認いたしました。今後も半年に1回の間隔で検査を継続していく予定です。

この疾病はワクチンによりほぼPI牛の産出を防ぐことができますので、ワクチン接種をご検討ください。また、農場へのウイルスの侵入を防ぐために「導入牛の検査」に加え、「導入時に妊娠している牛については、感染時期によってPI牛を産出する場合がありますので、その産子の検査」もご検討ください。

◆◆子牛の下痢について◆◆

昨年末から春先にかけて、管内では子牛の下痢症が多発しました。特にロタウイルス、コロナウイルスの発生が目立ち、死亡例も散見されました。

子牛の下痢は年間を通じて多くの農場で発生し、自家治療を行うことも多い疾病ではありますが、重症化すると後々の発育に影響を及ぼし、時には死に至ることもある重大な問題のひとつです。

下痢の原因は、ミルクの温度や質などの食餌性下痢、細菌またはウイルス感染など様々であり、症状だけで原因を特定することは困難です。特に、発熱、血便、衰弱がみられる場合には早めに獣医師に相談しましょう。1か月齢未満の子牛は脱水により急激に症状が悪化することがあるため、注意が必要です。

これからの季節は、コクシジウムなどの発生が増加傾向にあります。寒冷期を過ぎても油断せず、発生予防に努めましょう。飼養衛生管理や消毒方法等について、ご不明な点があれば家畜保健衛生所にもご相談ください。

*下痢を起こす主な病原体

原因		好発時期	特徴
細菌	大腸菌	1～3日齢	発熱、腐敗臭
	サルモネラ	4週齢	発熱、血便
ウイルス	ロタウイルス	1週齢	悪臭、黄色～灰白色
	コロナウイルス	1週齢	軽度発熱、灰白色
寄生虫	コクシジウム	2週齢～育成期	血便
	クリプトスポリジウム	3～4週齢	黄色水様便、脱水

◆◆ 死亡牛のBSE検査について ◆◆

(1) 死亡牛の月齢確認をお願いします

群馬県ではBSE対策特別措置法に基づく死亡牛BSE検査を、家畜衛生研究所で実施しています。しかし昨年度何件か月齢を十分に確認しないまま、48か月齢以上の死亡牛がBSE検査を受検せずに化製場へ搬入された事例がありました。死亡牛の搬出の際は再度、月齢の確認を行ってください。

《検査対象》

① 96か月齢以上の死亡牛

②生前に歩行困難・起立不能等を呈した48か月齢以上の死亡牛

③BSEを疑う症状のあった全月齢の死亡牛

●BSE検査の実施には家畜保健衛生所への死亡牛の届出が必要です。家畜衛生研究所へ搬入する前に家畜保健衛生所へ連絡してください。

●48か月齢以上で生前に起立不能・歩行困難などの神経症状を呈したのものに関しては、NOSAI家畜診療所や開業獣医師等の検案を受けるようお願いします。

●BSE検査対象の牛については「**死亡牛整理票**」の記入をお願いします。

BSE検査対象牛			
	月齢問わず	48か月齢以上	96か月齢以上
通常の死亡牛	化製処理へ (マニフェスト記入)	BSE検査対象牛(整理票記入)	
起立不能牛			
特定症状牛			

(2) 死亡牛のBSE検査受付日について

家畜衛生研究所で行っている死亡牛のBSE検査について、6月から10月までの期間は土曜日でも受付をしていますが、11月から翌年の5月までの期間は土曜日の受付はありません。

受付場所：家畜衛生研究所（TEL 027-288-2106）

受付時間：9:00～16:00

◆◆ 死亡牛の産業廃棄物管理票(マニフェスト)について ◆◆

死亡家畜（牛、豚等）を処理する際は、廃棄物処理法に基づき、「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」を記載しなければなりません。マニフェストは、運搬業者、家畜衛生研究所、家畜保健衛生所を経由して、農家に返送されます。

1 平成30年度にマニフェストを発行された農家に対してマニフェストを同封しましたのでご確認ください。返送されたマニフェストは、農家にて**5年間保存**してください。

2 『産業廃棄物管理票交付状況報告書』の提出について

返送されたマニフェストをもとに、「**産業廃棄物管理票交付状況報告書**」（別添用紙）を作成し、**6月末**までに農場所在地が前橋市の方は前橋市、農場所在地が前橋市以外の方は中部環境事務所へ提出してください。

詳細は別紙「死亡牛の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について」をご覧ください。

3 マニフェストの入手方法について

(1) **BSE検査対象牛**

畜産協会から新しい様式の「死亡牛整理票」が送付されていると思います。新しい様式を

使用してください。

(2) BSE 検査非対象牛

畜産協会が作成している「畜産用マニフェスト」を使用してください。

手元にある伝票がなくなった場合には、畜産協会から購入してください。

価 格：750 円／冊（代金引換サービス・別途手数料 265 円）

申込方法：申込用紙により畜産協会に申し込む→同封の「購入申込書」

FAX：027-220-2372

●振込希望の場合は「請求書希望」と申込書に記載してください。（振込手数料は依頼者負担）

●購入申込書は畜産協会のホームページからもダウンロードできます。

URL：<http://www.chikusankyokai.or.jp/>

トップページ→協会について(画面右上)→ダウンロード→「産業廃棄物管理票購入申込書」

◆◆ 浅間家畜育成牧場の月列入牧（退牧）について ◆◆

令和3年度の浅間家畜育成牧場受託牛の入牧（退牧）予定は次のとおりです。

※ 今年度の入牧希望についても、年間牛・夏季牛ともに配分枠を上回っています。

年度途中での追加の入牧希望については受入が難しいことをご理解ください。

4月21日（水）	春入牧	第1回	（中部管内は退牧のみ）
5月19日（水）	春入牧	第2回	（中部・東部管内）
6月23日（水）	夏入牧	第1回	（県内一円）
7月21日（水）	夏入牧	第2回	（県内一円）
8月18日（水）	夏入牧	第3回	（県内一円）
9月22日（水）	夏入牧	第4回	（県内一円）
10月20日（水）	秋入牧		（県内一円）

◆◆ ハエの防除対策は早めに行いましょう ◆◆

ハエの発生により「生産性の低下」「衛生面の悪化」「近隣とのトラブル」が考えられます。気温が上昇すると産卵された卵が次から次へと成虫になるため、爆発的に増えていきます。暖くなる前に、早めの防除対策を始めましょう！！

効率的な駆除には「環境対策」と「殺虫剤の使用」を一緒に行うことが大切です。

1. 環境対策

・水分と幼虫の食べ物、ふん便がある場所は、ハエの発生源になります。ふん尿や食べ残しなどは、こまめに除ふん・清掃を行いましょう。

・乾燥した場所ではハエの卵は死滅します。換気や排水に気をつけて畜舎内を乾燥した状態に保ちましょう。

2. 殺虫剤の使用

（幼虫）

・幼虫の発生する場所に IGR 剤（発育抑制剤）を散布し、幼虫を駆除します。一般的に幼虫は成虫の倍いると言われており、薬剤散布は幼虫対策から取り組むとより効果的です。



(成虫)

・発生した成虫には殺虫剤を散布します。即効性がありますが持続性がなく、複数回の散布が必要なため労力がかかります。また、同じ系統の薬剤を繰り返し使用していると効果が出にくくなるため、異なる系統のもの（ピレスロイド系・有機リン系製剤）をローテーションで使用してください。



◆◆ 令和3年「定期報告書」の提出について ◆◆

伝染病の発生予防や発生時の迅速なまん延防止対策を図るため、家畜の飼養者は毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を群馬県知事あてに報告することが義務付けられています。

書類の紛失や記載方法等、不明な点がありましたら、中部家畜保健衛生所までお問い合わせください。

対 象	家畜伝染病予防法で定めるすべての家畜 牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥
飼養頭数	1頭、1羽以上 教育用(学校動物)、愛玩用(ペット)、観賞用、展示(動物園等)も含まれます
基準日	令和3年2月1日現在



1 必ず提出する書類

- ・定期報告書（所有者氏名、住所、農場所在地、畜種別飼養頭数、畜舎数等）
- ・飼養衛生管理基準の遵守状況（チェックシート）

2 前回報告から変更があった場合

- ・畜舎の新增設・配置、設置した消毒施設や埋却地の確保状況に変更等がある場合は、添付書類を提出してください。

未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合は、指導の対象となり、家畜伝染病が発生し、殺処分した家畜の手当金について減額の対象となります。

家畜保健衛生所は **365日24時間対応** の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ **027-288-0371**

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。